

# 第3部 後期基本計画

- 第1章 健やかな成長と 人間力をのばせるまち
- 第2章 みんなが安心して 暮らせる絆のあるまち
- 第3章 市民とともに作る安全なまち
- 第4章 未来を支える産業の活性化と 環境にやさしいまち
- 第5章 自然と共生した 快適に定住できるまち
- 第6章 まちづくり目標推進のために

子育て・教育

健康・福祉

消費生活  
消防・防災

産業・環境

都市整備

まちづくり目標  
推進のために

## 【基本計画の誌面構成】

目指すまちのイメージを表現しています。

目指すまちの姿と、方向性についてまとめています。

まちの現状と課題をまとめています。

項目	2021(推定)	2025(推定)	2030(推定)
総人口	235,000人	247,750人	252,000人+
65歳以上高齢者の割合	24.3%	40.2%	45%+

目指すまちづくりの目安となる指標(めざそう値)を設定しています。  
※H21欄の( )書きの年は、数値が把握できた直近の年を記載し、表中の※は、後期計画で修正した内容を示しています。

目指すまちづくりのための具体的な取り組みについて説明しています。

いのち輝き絆でつなぐあいのまち

第1章（子育て・教育）  
健やかな成長と  
人間力をのばせるまち

第1節 大切な命を社会全体で  
守り育むまちづくり

第2節 生きる力を育むまちづくり

第3節 生涯にわたって学べるまちづくり

第4節 心豊かな市民文化を育むまちづくり

第5節 スポーツを楽しみ、  
活力ある人を育むまちづくり

第6節 人権を尊重するまちづくり

第2章（健康・福祉）  
みんなが安心して  
暮らせる絆のあるまち

第1節 健康に暮らせる環境づくり

第2節 互いに支え合う  
社会参加のまちづくり

第3節 高齢者がいきいきと  
暮らせるまちづくり

第4節 障害のある人が安心して  
暮らせるまちづくり

第5節 社会保障制度の円滑な運営と  
制度の安定したまちづくり

第3章（消防・防災・消費生活）  
市民とともに作る  
安全なまち

第1節 安全と安らぎのあるまちづくり

第2節 市民が一体となった  
災害に強いまちづくり

第4章（産業・環境）  
未来を支える  
産業の活性化と  
環境にやさしいまち

第1節 安心して働けるまちづくり

第2節 未来を支えるまちづくり

第3節 環境にやさしいまちづくり

第5章（都市整備）  
自然と共生した  
快適に定住できるまち

第1節 自然と調和し  
快適に暮らせるまちづくり

第2節 交通・情報網の充実したまちづくり

第6章  
まちづくり目標  
推進のために

第1節 まちづくり目標推進のために

	1 子どもを産み、育てやすい環境をつくる (P26)
	2 子育てと仕事が両立できるよう支援する (P28)
	3 援助が必要な子どもと家庭を支援する (P30)
	1 家庭・地域・学校が連携し健康な子どもを育てる (P32)
	2 たくましい人を育てる教育を推進する (P34)
	3 安心して学べる教育環境をつくる (P36)
	1 いつでもどこでも学べる環境をつくる (P38)
	2 地域で青少年健全育成の環境をつくる (P40)
	1 文化に触れ、参画できる環境をつくる (P42)
	1 誰もが気軽にスポーツライフを楽しむ (P44)
	1 人権を尊重し、みんなで生きる社会をつくる (P46)
	1 地域医療の充実を図る (P48)
	2 健康づくりと予防対策を推進する (P50)
	1 地域福祉活動を支援する (P52)
	1 高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進する (P54)
	2 高齢者が安心して暮らせるよう支援する (P56)
	1 障害のある人の社会参加と自立した生活を支援する (P58)
	1 社会保障制度の安定した運営を図る (P60)
	2 生活困窮者への的確な援護と自立を支援する (P62)
	1 事故のない安全なまちをめざす (P64)
	2 安心して消費生活が送れるまちをめざす (P66)
	3 犯罪のない安全なまちをめざす (P68)
	1 災害に対する防災対策を強化する (P70)
	2 消防体制の充実、強化を図る (P72)
	1 特色ある産業を支援する (P74)
	2 就労環境の充実を図る (P76)
	1 農林水産業の振興を図る (P78)
	2 商業・サービス業の活性化を図る (P80)
	3 観光の振興を図る (P82)
	4 地域に根ざした工業の強化を図る (P84)
	1 美しい自然環境を保全し、活用する (P86)
	2 地球温暖化防止に向けた循環型社会を推進する (P88)
	3 クリーンなまちづくりを推進する (P90)
	4 斎場・墓地の適正な管理に努める (P92)
	1 秩序あるまちづくりを推進する (P94)
	2 上・下水道の整備、維持を図る (P96)
	3 港湾の有効活用と河川環境を保全する (P98)
	4 相生の特性を活かす景観と緑化を推進する (P100)
	1 道路網を整備する (P102)
	2 公共交通と情報通信の利便性の向上を図る (P104)
	1 市民力あふれるまちをめざす (P106)
	2 情報提供の充実を図る (P108)
	3 改革に挑戦する市役所をつくる (P110)
	4 効率的で効果的な組織体制を図る (P112)
	5 財政の健全化を図る (P114)



## 第1節

## 大切な命を社会全体で守り育むまちづくり

## 子どもを産み、育てやすい環境をつくる



## 基本方針

家庭や地域で安心し、ゆとりを持って、楽しく子育てできるように、行事などの情報提供や相談体制の充実を図るとともに、保護者が互いに交流できる場と機会の提供を行い、子育てする方の仲間づくりの支援や子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

また、地域の人と交流する機会を増やすなど、地域社会全体で子育てをする環境をつくります。

さらに、子どもを安心して産み育てられるよう、母子の健康保持などの体制の充実を図ります。

## 現状と課題

子育ての基本は家庭であることは言うまでもありませんが、少子化や核家族化の進展や地域コミュニティが希薄化するなかで、家庭での育児不安やストレスに悩む保護者が増加し、様々なトラブルが発生し、その対応が求められています。

また、家庭だけでなく、地域で子ども

を守り育てていく社会づくりが求められています。

さらに、出産を迎える母親の不安解消や妊娠・出産のための健康確保とともに、子どもの病気やケガに対する不安を少しでも解消するため、産科や小児科の医療体制の整備が求められています。

## めざそう値

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
地域子育て支援拠点の利用者数	23,500人	21,075人	22,200人※
子育てに関して不安感や負担感などを感じる割合	54.3% <small>(H20 次世代育成支援行動計画アンケート)</small>	49.2% <small>(H25 子ども・子育て支援に係る二週調査)</small>	45%※

## 取り組み事項

### ○育児相談・情報提供体制を充実する

子育て情報が簡単に手に入り、子育て支援サービスをうまく活用できるような情報の提供に努めます。

また、子育てについて、気軽に相談できる相

【主な事業】 地域子育て支援拠点事業、子育て学習活動推進事業

談・指導體制を充実し、育児不安の解消を図るとともに、子育てを自ら学ぶための、子育て講座や講習などを実施します。

### ○子育て支援サービスを充実する

育児をしている保護者が気軽に悩みを共有できる子育ての仲間をつくり、心理的な負担が軽減されるよう拠点を整備し、すべての子育て家庭が必要な支援を受けられるようサービスの充実を図るとともに、閉じこもりがちな保護者へ

【主な事業】 乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業、母子家庭等医療費給付事業、育児健康支援事業、ファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業、妊婦健康診査費補助事業、妊婦外出支援事業

の働きかけをします。

また、ゆとりを持って子育てができるよう医療費や妊婦健康診査の助成などを通じて、経済的負担の軽減を図ります。

### ○子育て支援ネットワークを充実する

地域社会全体で子育てを支えていくために、民生児童委員などの活動を地域住民に周知し、連携を深めます。

【主な事業】 地域子育て支援拠点事業、地域子育てネットワーク事業、地域交流活動事業

また、保育所などの公共施設において、交流事業などを推進します。

### ○母子保健対策を充実する

妊娠から出産、更に子どもの発育・発達段階に応じて、健康診査の充実や訪問指導、予防接種の推進、思春期の保健対策を整備するなど、

【主な事業】 妊婦健康診査費補助事業、妊産婦・乳幼児訪問指導事業、乳幼児健康診査事業、予防接種事業、小児科病院群輪番制運営事業

効果的に事業を行うとともに、小児医療の体制について検討を行います。

## 第1節

## 大切な命を社会全体で守り育むまちづくり

## 子育てと仕事が両立できるよう支援する



## 基本方針

子どもを持つ保護者が不安なく子育てと仕事を両立できるよう、保育需要に応じて安心して預けられるサービスの充実を図るとともに、職場復帰や再就職に向けた支援や男女の固定的な役割分担意識の解消と、仕事場や地域の人々の理解を

深める取り組みを行います。

また、老朽化する保育施設の整備を検討するとともに、少子化に伴う教育との連携を図りつつ、就学前の子どもの保育・教育のあり方の検討を行います。

## 現状と課題

女性の社会進出の進展や就労形態の変化などにより、保育に対するニーズはますます高まり、多様化しています。男女が平等に活躍でき、子育てと仕事が両立できる社会の実現のため、子ども・子育て支援新制度を基本とし、認定子ども園の普及を進めるとともに、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の

ニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる必要があります。

また、老朽化する保育施設や少子化に伴い、幼児教育との連携による就学前の子どもの保育・教育のあり方を検討し、質の高い保育・教育を総合的に提供することが求められます。

## めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
25歳から44歳の女性の就業率	63.44% (H17)	63.01% (H24)	73% ※ (H32)
保育などの子育てサービスを提供している割合	16.16%	18.91%	26% ※

めざそう値項目「25歳から44歳の女性の就業率」の各年欄中の（）書きの年次は、国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の目標年次とします。

## 取り組み事項

### ○多様な保育サービスの充実を図る

仕事をしながら子育てをしている保護者が安心して働けるよう、また、子どもが安全に過ごせるよう、保護者のニーズの把握に努め、多様

な保育サービスを実施するとともに、病児・病後児保育事業の整備を進めます。

【主な事業】 保育対策等促進事業、一時預かり事業、放課後児童保育事業

### ○就労環境を整備する

仕事と生活の調和の実現に向け、仕事場や地域住民の理解を促進するため、関係機関と連携を図りながら、広報・啓発に努めるとともに、

育児休業取得後の職場復帰などを支援するため、就職に関する講座や研修会などを実施します。

### ○保育所などの整備計画の検討を行う

保育施設などの老朽化や少子化などにより、幼児教育との連携による就学前保育のあり方を

検討し、保育需要に応じた保育所の整備計画を検討します。

【主な事業】 保育環境の整備、保育所維持管理事業

## 第1節 大切な命を社会全体で守り育むまちづくり

## 援助が必要な子どもと家庭を支援する



## 基本方針

すべての子どもの健全な心身の成長を促していくために、児童虐待発生の予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援をするための対策や体制づ

くり、環境づくりを行います。

また、ひとり親家庭に対しては、経済的支援や就業支援を通じて、生活の安定と自立を図ります。

## 現状と課題

子どもを取り巻く環境は、虐待、いじめ、犯罪など子どもの権利が侵害される様々な行為が発生しています。

そのため、子どもへの虐待を防止し、発生の予防から早期発見、早期対応など、総合的な支援が必要です。

また、家庭を取り巻く環境は地域社会の変容とともに、著しく変化しており、

ひとり親家庭では、経済的、精神的にも様々な悩みを抱えながら生活をしている場合が多くなっています。

そうしたなか、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図っていくため、就業支援など自立に向けた支援のほか、きめ細やかなサービスの展開が必要です。

## めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
子どもを地域全体で見守っていると感じる人の割合	68.0% (H22)	78.6%	80%
児童扶養手当の一部支給者の割合	43.3%	43.0%	50%

## 取り組み事項

### ○子どもへの虐待防止対策を推進する

母子保健活動や乳児家庭訪問事業を通じ、支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、虐待の早期発見のため地域住民に対して通

報義務の周知や民生児童委員などと連携を図りながら問題解決を図ります。

【主な事業】 こんにちは赤ちゃん事業、子育て家庭支援訪問事業、要保護児童対策事業、家庭児童相談室運営事業

### ○ひとり親家庭の自立支援をする

子育て生活支援や就業支援、養育費の確保のための経済的支援について総合的な対策に努め

るとともに、積極的な情報の提供を行います。

【主な事業】 母子・父子自立支援員活動、母子家庭自立支援等給付金事業

第2節 生きる力を育むまちづくり

## 家庭・地域・学校が連携し健康な子どもを育てる



## 基本方針

次代を担う子どもが、心豊かにたくましく成長することはみんなの願いです。

学校と家庭、地域、関係団体など地域社会が一体となって取り組めるよう、地域に開かれた特色ある学校づくりなどの体制を整備し、学校・家庭・地域のつな

がりの強化と教育力の向上を図ります。

また、子どもたちが健康に成長できるよう、給食の充実を図り、家庭、学校、幼稚園、保育所などが一体となって食育を推進します。

## 現状と課題

少子化や核家族化が進展し、子どもが世代を超えてふれあう機会が減少しているなど、地域社会での人間関係が希薄化しており、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。

そのため、地域において様々な経験を積むことができる場や可能性を発揮できる場をつくる必要があります。

「地域の子どもは地域で育てる」気運をより一層醸成することが重要になってきており、家庭・地域・学校が相互に連携して、健康な子どもを育てることに取り組むことが強く求められています。

また、若い世代の食生活の乱れが顕著になっているため、保護者を含めた食育の必要性も高まっています。

## めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
子どもの教育について家庭・地域・学校の連携が十分であると思う人の割合	28.6% <small>(H20 総合計画アンケート)</small>	36.8% <small>(H26 総合計画アンケート)</small>	70%
学校行事などへの保護者・地域住民の参加者の割合	65.25%	93.1%	95% ※

## 取り組み事項

### ○家庭・地域・学校の連携を深める

総合的な学習の時間などを活用し、地域の人材を活かした子どもへの幅広い体験学習を行います。

また、市内事業所やボランティア団体など地

【主な事業】 地域における体験活動、創意ある学校園づくり推進事業、学校支援ボランティアの育成

域住民と連携した学校支援が、今後ますます必要となることから、体験活動などの場の確保とボランティア活動への積極的な参加を促すとともに、学校情報の積極的な発信に努めます。

### ○家庭・地域の教育力の向上を図る

学校での道徳教育はもちろんのこと、保護者の道徳意識を高め、家族とのふれあいを大切に、人を思いやる心や感動する心を持った子どもの育成に資するよう、家族・地域の教育力の

【主な事業】 地域における体験活動、オープンスクールの実施、小中一貫教育推進事業

向上を図ります。

また、幼・小・中学校、家庭・地域、それぞれのつながりを活かしながら、小中一貫教育を進めます。

### ○学校給食の充実と食育の推進を図る

幼・小・中学校での食に関する指導や給食の充実を図り、食育の推進と食生活や食文化に対

【主な事業】 学校給食における地産地消の推進、給食費の無料化、わくわくふれあい給食事業

する意識を高めます。

第2節 生きる力を育むまちづくり

## たくましい人を育てる教育を推進する



## 基本方針

学校は、未来を担う子どもたちが、確かな学力と豊かな人間性や社会性の基礎を身につけるところです。一人ひとりの子どもの学ぶ意欲を大切にし、自ら学び、自ら考え、活用することができるように、質の高い教育を目指します。

教育振興基本計画に基づき、学力の向

上を図るとともに、一人ひとりを大切にする豊かな心の育成と、たくましい体づくりを目指します。

また、高等教育においては、個性を活かし、主体性を持って学ぶことができるよう、多様な教育環境づくりを推進します。

## 現状と課題

社会環境の変化に伴い、教育ニーズは多様化、複雑化しているとともに、大人社会における規範意識の低下や基本的生活習慣の乱れなどの影響を受け、子ども自身の学ぶ意欲や運動能力の低下、道徳心や規範意識が十分に育まれていないことが社会問題となっています。

このようななかであって、誰もが意欲を持って学び、一人ひとりの個性や能力を伸ばしていくため、特色ある学校運営を目指していく必要があります。

また、急速に進展する国際化や高度情報化に対応した人材の育成が求められます。

## めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
国語、算数・数学などの学力の全国平均値との比較	上位 <small>(小学生)</small>	上位 <small>(小学生)</small>	上位 <small>(小学生)</small>
	上位 <small>(中学生)</small>	上位 <small>(中学生)</small>	上位 <small>(中学生)</small>
体力・運動能力テストの全国平均値との比較(小学5年生・中学2年生の体力合計点)※	やや下位 <small>(小5男子)</small>	やや下位 <small>(小5男子)</small>	上位 <small>(小5男子)</small>
	上位 <small>(小5女子)</small>	上位 <small>(小5女子)</small>	上位 <small>(小5女子)</small>
	やや下位 <small>(中2男子)</small>	やや下位 <small>(中2男子)</small>	上位 <small>(中2男子)</small>
	上位 <small>(中2女子)</small>	上位 <small>(中2女子)</small>	上位 <small>(中2女子)</small>
看護師国家試験の合格率	100%	100%	100%

## 取り組み事項

### ○確かな学力の定着を図る

子どもの学び意欲を大切に、基礎・基本の確かな定着を図るために、漢字・計算の反復練習や読書活動の取り組みを進めます。

また、教育活動全体で言語活動の充実のための取り組みを推進するとともに、特別支援教育

のより一層の充実を図ります。

さらに、外国人英語指導助手と連携した小学校英語活動の推進及びコンピュータなどIT環境を活用した授業を積極的に行うなど、情報教育の推進を図ります。

【主な事業】 ぐんぐん学力アップ事業、ワンピース・イングリッシュ・AIOI事業、相生っ子学び塾事業

### ○豊かな心の育成を図る

自然学校やトライやる・ウィークなどの体験学習を通じて、生きる力を育むとともに、全ての学校・園において人権教育を推進します。

【主な事業】 自然学校、トライやる・ウィーク、中学生パーロン大会、適応教室事業

また、学校生活に馴染めない子どもやその保護者への相談と支援の充実に努めます。

### ○健やかでたくましい体づくりをする

健康診断や体力・運動能力調査などの結果に基づき、自ら意欲的に健康づくりに取り組み、

【主な事業】 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施、ぐんぐん体力アップ事業

健康な体づくりを行います。

### ○地域医療に貢献できる人を育てる

看護・介護サービスの拡充という、時代の要請に応じた専門性を持った優秀な人材を育成し

【主な事業】 看護専門学校運営事業

ます。

### ○充実した高等教育の環境づくり

生徒の希望実現に対応した学校運営を推進するため、関係機関に働きかけます。教育特区に基づく通信制単位数制高等学校については、設置

【主な事業】 教育特区事業

目的が最大限発揮できる運営となるよう、設置認可者として、適切な指導を行います。

第2節 生きる力を育むまちづくり

## 安心して学べる教育環境をつくる



## 基本方針

子どもが安心して学べる環境をつくるため、小・中学校の適正配置や老朽化した施設の修繕などを計画的に行います。

また、教職員の資質や実践的指導力の向上を図るため、研修体系を構築し、経験や課題別に研修を実施していくとともに

に、自主的な研究やスキルアップの取り組みを充実します。

一方、小学校と幼稚園・保育所の連携を強化するとともに、小中一貫教育を進め、スムーズな進級体制を図ります。

## 現状と課題

教育の充実のためには、教育の質の向上はもとより、安全性の確保をはじめとし、子どもの漸減する地域については、その教育効果への影響などを考慮し、安全で安心して切磋琢磨できる教育環境の整備が必要です。

そのためには、少子化に伴う小・中学校の適正配置や子どもの育成環境などを検討していくとともに、施設の老朽箇所を修繕するなど、安全対策を実施していく必要があります。

また、教職員は、確かな力量と総合的な人間力が求められていることから、常に向上心を持って学び続け、積極的に研修に取り組むことができる体制づくりが必要です。

一方、就学前の子どもについては、国において幼児教育の無償化と幼保一体化が検討されていることから、その動向を注視しつつ、あり方を検討していく必要があります。

## めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
学校耐震化率	61.54%	92.9%	100%
校内研修に効果があったと思う教職員の割合	70.80%	95.80%	90%

## 取り組み事項

### ○教育施設を整備する

老朽化した建物と設備について、公共施設等総合管理計画などを踏まえ、計画的な修繕を行うとともに、少子化に伴う学校の適正規模を実現するために統廃合を検討するなど、総合的、

【主な事業】 幼稚園・小学校・中学校施設整備事業

計画的な整備を行います。

また、廃校となった場合の校地・校舎については、市の総合的な視点で活用方法を検討します。

### ○教育の機会均等を確保する

経済的に困窮している児童・生徒などに対して、就学援助などの支援を行います。

【主な事業】 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業、特別支援教育就学奨励事業、奨学金事業

### ○子どものやる気を引き出す教職員を育成する

わかる授業や子ども一人ひとりの持ち味を活かす教育を推進するため、体系的かつ継続的な

【主な事業】 教育研究所における研修講座、校内研修の充実、研究員等による自主研究、OJT（教職員の育成）の推進

研修を実施し、教職員の資質と実践的指導力の向上を図ります。

### ○子どもの育成環境の充実を図る

保・幼・小・中学校教育の円滑な接続を図るため、中学校区単位での小中一貫教育を実施します。

幼児教育の多様な機会の提供や、市立幼稚園

【主な事業】 保育料軽減事業、預かり保育事業、小中一貫教育推進事業

などの保育料を軽減し、保護者などの継続的負担を支援することにより、幼児教育の充実を図ります。

## 第3節 生涯にわたって学べるまちづくり

## いつでもどこでも学べる環境をつくる



## 基本方針

生涯現役社会を見据え、子どもから高齢者まで、いつでもどこでも学べ、生涯にわたり自らを高めることのできるまちを目指します。

また、生涯学習の場の整備や、講座の

充実など、学習意欲や多様な価値観、ライフステージに応じた学習体制の充実に努めるとともに、学んだ成果が活かされる社会の実現を目指します。

## 現状と課題

社会の成熟化に伴い、生涯にわたって学習したいという市民ニーズの高まりのなかで、ライフステージに応じた生涯学習機会の提供と積極的な情報の提供を行っていく必要があります。

また、学習の成果を社会の様々な活動

の場で実践することにより、生きがいをもって生活を送ることができるとともに、社会全体の発展につながることから、それらを活かせる社会の実現が望まれています。

## めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
図書館の貸出冊数	178,000 冊	163,015 冊	192,000 冊
公民館主催講座の参加者数	13,000 人	13,963 人	14,000 人

## 取り組み事項

### ○生涯にわたって学べる体制を整備する

教育振興基本計画に基づき、市民がライフステージに応じて、学習が行えるよう体系化を図ります。

また、関連施設のネットワーク化により、各

【主な事業】 生涯教育企画調整事業

種講座や講演会など、各世代での広範囲な学習情報の収集と提供に努めます。

さらに、学んだ成果が活かされる社会の実現を目指します。

### ○サービスの充実を図る

公民館、図書館などの施設における講座やサービスの充実と積極的な情報発信に努め、利

【主な事業】 公民館活動事業、多目的研修センター活動事業、図書館活動事業

用者がいつでも、どこでも安心して学ぶことのできる環境を整備します。

## 第3節 生涯にわたって学べるまちづくり

## 地域で青少年健全育成の環境をつくる



## 基本方針

心豊かでたくましい青少年を育成するためには、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、各種団体が活性化し、交流の機会を設け、積極的に活動に取り組むことが重要です。青少年が社会の一員としての役割と責任を自覚し、心身とも

に成長できるまちづくりを目指します。

また、青少年や家庭の悩みに対しての相談体制の整備や生活環境の改善に地域社会が一体となって取り組むことにより、青少年の問題行動の未然防止に取り組みます。

## 現状と課題

家庭や地域の教育力の低下が懸念されるとともに、インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及など情報化の進展や深夜営業施設の増加などにより、社会環境の変化は、青少年に大きな影響を与えています。その結果、非行やいじめなど様々な問題が発生し、青少年の健全な育成を阻害している要因と考えられます。

また、子ども会やボーイスカウトなどへの参加が減り、組織率も低下しています。

このようななかで、青少年の健全な育成を図っていくために、本市の特徴である海と山などの豊かな自然を活用しつつ、地域社会が一体となって守り育てていくことが必要です。

## めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
チャレンジパスポートの参加者数	170人	265人	265人※
青少年の補導人数	295人	144人	180人※

## 取り組み事項

### ○青少年健全育成体制を整備する

青少年が文化、スポーツ活動、ボランティア活動などを通じて、連帯感と自立心を培うため、

【主な事業】 青少年育成補助金事業

子ども会などの地域の青少年団体の育成を図ります。

### ○青少年活動の機会や場の充実を図る

生きる力を育むため、家庭で不足しがちな自然体験などの機会を提供するとともに、各種イベントなどの参加について積極的にPRを行い

【主な事業】 青少年育成事業、放課後子ども教室推進事業、相生っ子学び塾事業

ます。

また、子どもの放課後対策の充実を図ります。

### ○補導活動や相談体制の充実を図る

少年育成センターの補導委員を中心に地域での補導活動の充実を努め、青少年の問題行動を未然に防止します。

また、青少年やその家族の悩みに対し、少年育成センター職員やスクールソーシャルワーカー

【主な事業】 青少年健全育成活動事業、補導委員活動事業、適応教室事業

カーなどによる教育相談の充実を努めます。

さらに、不登校の児童・生徒については、訪問指導や学校に復帰できるように支援するなど、適応教室において効果的な支援を行います。

### ○地域ぐるみで健全育成を推進する

各中学校区の青少年健全育成協議会の活動を充実し、地域ぐるみの健全育成活動を推進します。

また、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす

【主な事業】 青少年健全育成活動事業、さわやかあいさつ運動事業

図書やインターネット情報などの有害な環境から青少年を守るために、補導委員・家庭・地域団体の協力を得て、有害環境の浄化を推進します。

## 第4節 心豊かな市民文化を育むまちづくり

## 文化に触れ、参画できる環境をつくる



## 基本方針

既存の文化施設を効果的に活用しながら、今後は相生市文化会館を活動の拠点として、市民が様々な文化活動に自主的に参加できるよう支援し、質の高い芸術文化に接する機会を充実させます。

また、市域に点在する文化財や伝統行事などを大切に、守っていく意識の醸

成を図るとともに、その保存と活用に努めます。

地域社会が多文化共生の実現に向け、市民レベルで互いの文化の理解を深めるとともに、身近で国際協力や貢献ができるよう、啓発や人材の育成に取り組ま

## 現状と課題

本市においては、市民の様々な文化活動を支援するとともに、市民参加型の文化イベントの開催など、文化活動の環境整備に努めてきました。

今後は、相生市文化会館を活動の拠点とし、市民が様々な文化に触れ、主体的な文化芸術活動ができるよう取り組む必要があります。

また、文化財や伝統行事など、世代を超えて継承されてきた貴重な財産を次の

世代へ確実に継承し、身近なものとして親しみ、郷土への誇りと愛着が持てるよう、保存と活用を図ることが重要です。

さらに、国際化の進展により、市民が外国人と接する機会が増える一方、外国人も日本語能力の不十分さから、生活者としての問題が生じてきています。互いに他国の文化や風習に対する理解を深めることや交流を通じて、多文化共生の社会づくりが求められています。

## めざそう値

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
公民館利用者数	73,000人	66,323人	75,000人
文化協会各団体への加入者数	1,100人	921人	1,100人
国際交流事業のボランティア参加人数	15人	22人	35人

## 取り組み事項

### ○市民文化活動を振興する

市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、文化団体やグループの育成を図ります。また、地域の伝統行事などに対する理解が深

まり、市民が主体的に保存、継承していくために、郷土文化への関心を高めていきます。

【主な事業】 芸術文化振興補助金事業

### ○文化事業を実施する

公民館などで実施している文化活動及び文化祭、美術展などの文化行事を推進し、市民が文

化に接する場と機会を提供します。

【主な事業】 芸術文化振興事業、公民館活動事業、相生市文化会館管理運営事業

### ○文化施設の充実を図る

相生市文化会館を市民文化芸術活動の拠点とし、芸術文化に関する情報発信を行います。

【主な事業】 公民館管理事業、若狭野多目的研修センター管理事業、図書館運営事業、相生市文化会館管理運営事業

### ○文化財の保存と活用を図る

市内に残された貴重な文化財を調査、保存、公開し、市民が文化財を身近なものとして親し

み、郷土を愛する心を育みます。

【主な事業】 文化財運営事業、歴史民俗資料館管理事業

### ○多文化共生を推進する

県や国際交流協会と連携しながら、交流会や講座を通じて異文化の理解を深める機会を提供

するとともに、外国人への日本語教室を実施するなど、生活支援を行います。

【主な事業】 国際交流事業

## 第5節

## スポーツを楽しみ、活力ある人を育むまちづくり

## 誰もが気軽にスポーツライフを楽しむ



## 基本方針

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に生涯を通して、スポーツ活動を楽しみながら、互いに交流し、健康で活気にあふれた豊かな生活が送れるまちづくりを目指します。

計画的に施設の整備を進めるとともに、

積極的な情報の発信やスポーツを行いやすい環境づくりの促進、スポーツ活動の普及・充実を図ります。

また、自発的にスポーツやレクリエーションスポーツの活動を促進していくために、リーダーの育成と支援を行います。

## 現状と課題

余暇時間の増大、生活水準の向上、高齢化の進展などにより、市民のスポーツへのニーズは多様化しています。心身ともに健康に過ごすために健康増進への意識も高まっています。

これまで、各種行事やスポーツ教室を開催していますが、子どもから高齢者まで、より気軽に参加できる環境づくりを進めるため、各種行事の開催などの情

報について積極的にPRするなどの啓発が必要です。

また、老朽化が目立つスポーツ施設について、計画的な整備を行う必要があります。

スポーツを通じた交流を促進するため、地域における活動の機会やリーダーの育成が必要です。

## めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
スポーツ施設の利用者数	232,000 人	225,687 人	237,500 人
定期的に運動をしている人の割合	37.9% <small>(H20 総合計画アンケート)</small>	40.1% <small>(H26 総合計画アンケート)</small>	50%
スポーツ種目別構成人数	3,480 人	3,937 人	4,000 人

## 取り組み事項

### ○スポーツ施設の整備を行う

老朽化が進んでいる体育施設のなかで、市民の健康増進と体力づくりを安全かつ安心に提供するために、総合的に体育施設の整備を検討す

るとともに、既存施設の計画的な修繕を行い、有効活用を図ります。

【主な事業】 市民体育館管理運営事業、市民プール管理運営事業、市民グラウンド管理運営事業、温水プール管理運営事業

### ○スポーツ活動の支援・充実を図る

誰もが気軽に生涯を通して、スポーツ活動などを楽しめるよう、事業の実施やスポーツ教室の充実を図るとともに、体育協会や地域スポー

ツクラブなど関係団体の活動を支援します。また、スポーツ意識の高揚を図るため、継続的に事業情報のPRを行います。

【主な事業】 ジュニアスポーツ振興事業、レクリエーションスポーツ振興事業、スポーツ活動推進事業

### ○スポーツリーダーを育成する

自発的なスポーツやレクリエーションスポーツの活動を促進していくため、地域スポーツ(ス

ポーツクラブ21など)でのリーダーの育成・支援に努めます。

【主な事業】 スポーツ推進委員事業

## 第6節 人権を尊重するまちづくり

## 人権を尊重し、みんなで生きる社会をつくる



## 基本方針

人権は、一人ひとりが幸せに暮らせるための誰からも侵されることのない権利です。

そのために、基本的人権を尊重し、あらゆる差別を許さない社会を目指して、市民一人ひとりに行きわたる人権啓発活

動を展開し、身近なことから人権問題を考え、日常生活のなかで人権感覚が身に付く取り組みを進めます。

また、人権ネットワークを構築し、各機関に関係する人権課題に関する教育及び啓発を行います。

## 現状と課題

これまで長年にわたり取り組んできた人権問題や男女の従来社会制度や慣例の問題に対して、人権感覚の醸成や正しい知識の普及に取り組み成果を上げてきました。

しかし、国際化や情報化社会の進展、少子高齢社会の到来など社会情勢の変化に伴い、潜在化する同和問題、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などをめ

ぐる人権に関する様々な課題が生じてきています。

このような状況において、あらゆる人々の人権が尊重され、誰もが幸せに暮らせる社会の実現に向けて各実施主体が相互のネットワークを構築し、総合的に人権意識の普及・啓発活動に取り組み、人権意識の高揚を図っていく必要があります。

## めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
人権啓発事業への参加率	35.72%	46.6%	50%
相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合	44%	47.4%	55%
審議会などの女性委員の就任率	18.93%	22.7%	30%

## 取り組み事項

### ○人権関係行政の連携・協働を推進する

基本的人権を尊重し、一人ひとりが幸せに暮らせる社会の実現を目指すため、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など、全ての人々に関しての行政内の連

携を図ることにより、人権ネットワークを構築し、相生市人権施策協働推進ガイドラインに基づく各種事業を推進します。

【主な事業】 相生市人権施策推進事業、隣保館運営事業

### ○人権啓発活動を推進する

市民一人ひとりの人権意識を高め、人権問題に対する正しい理解と認識を深めていくよう啓

発を推進します。

【主な事業】 人権啓発事業、人権教育推進協議会補助事業、人権教育研究協議会補助事業、男女共同参画事業

### ○人権教育を推進する

人権教育の基本の場となる学校教育での人権の学びを充実させるとともに、人権を文化に

まで高めるために生涯にわたって人権を学び続け、気づきあえる学びの場を提供します。

【主な事業】 人権教育事業、人権教育推進協議会補助事業、人権教育研究協議会補助事業、男女共同参画事業